

おかやま労働安全 衛生センター

2025年4月14日 第32号

〒700-0094

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター3階

電話 086-266-8008

FAX 086-232-3714

E-mail oka2012ro-an@41.toki.ne.jp

すべてのアスベスト被害の 救済と根絶をめざして

全国建設アスベスト訴訟弁護団は、全国で1000人を超える建設アスベスト被害者や遺族とともに、危険性を知りながら、アスベスト建材を製造・販売し続けた建材メーカーと、その規制を怠ってきた国の責任を明らかにするため、10年以上にわたって建設アスベスト訴訟に取り組んで来ています。

その結果、2021年6月9日、建設アスベスト訴訟の最高裁判決を受けて、国が未提訴の被害者に給付金を支給するための法案が、参議院本会議で可決、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が成立しました。

最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、一定の要件を満たす被害者について、国から550万円～1300万円の給付金が支払われることになりました。しかし、アスベスト問題はまだ終わっていません。建材メーカーを参加させた、線引きのない救済制度の実現が必要です。

国や建材メーカーへの請求は、命や健康、大切な家族を奪われた被害者が、正当な代償を求めることに他なりません。すべてのアスベスト被害の救済と根絶を目指して取り組んでいます。全国建設アスベスト訴訟弁護団への相談は、その第一歩です。

2021年6月9日、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、同月16日に公布されました。

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことを踏まえ、次の要件が定められました。

(建設アスベスト訴訟全国弁護団より)

国から給付金を受け取ることのできる要件

1. 1975年（昭和50年）10月1日から2004年（平成16年）9月30日までの間に、一定の屋内作業場で建設業務に従事していた労働者や、一人親方・解体工・中小事業主（家族従事者等を含む）吹付作業の場合は1972年（昭和47年）10月1日から1975年（昭和50年）9月30日まで。
2. その結果、石綿肺、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水といった石綿関連疾病を発症した方。
3. 石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求すること。
本人が亡くなられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父 母又は兄弟姉妹）からの請求が可能です。

国からの給付金の金額

- 石綿肺…病状に応じて550万円～1,150万円
 - 中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚…1,150万円
 - 上記石綿関連疾病による死亡…疾病・症状に応じて1,200万円～1,300万円
- ※肺がんで喫煙歴がある方や一定の短期ばく露の方は給付金が10%減額される場合があります。
- 症状が進んだ場合、死亡した場合には追加給付金を請求することができます。

国の責任が認められた主な職種

大工、内装工、電工、吹付工、左官工、塗装工、タイル工、配管工、ダクト工、空調設備工、鉄骨工、溶接工、ブロック工、保温工、鳶工、墨出し工、型枠大工、解体工、はつり工、築炉工、エレベーター工、サッシ工、シャッター工、電気保安工、現場監督

京都または大阪訴訟で責任が認められた建材メーカー

エーアンドエーマテリアル、神島化学工業、日鉄ケミカル&マテリアル、大建工業、太平洋セメント、ニチアス、日東紡績、バルカー、ノザワ、エム・エム・ケイ

給付金制度は2022年1月19日に完全施行されることとなりました。支給を希望される方は、石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求する必要があります。また、国だけでなく、建材メーカーからも賠償金を受け取ることができる可能性があるため、心当たりのある方やご遺族の方は、建設アスベスト訴訟弁護団等に問い合わせください。

【建材メーカー訴訟】

東京1陣訴訟差戻審に続き

東京2陣訴訟でも東京高裁が和解案を提示

2025年1月31日、首都圏建設アスベスト東京2陣訴訟において、東京高裁第17民事部（吉田徹裁判長）は、双方に具体的な和解案を提示しました。

2024年末の東京1陣訴訟差戻審における東京高裁に続く、連弾での和解案提示です。裁判長は、冒頭で「被災者の高齢化が著しく心身の負担が大きく、亡くなられる方も多くなっており、一刻も早い被害回復が求められています。後続訴訟を含めて早期解決が図られることを期待しつつ、東京1陣訴訟とほぼ同一内容の和解案を示したものである」と踏み込んだ見解を述べています。

建材メーカーは、東京高裁における2つの和解案の重みを自覚し、これを受け入れ早期全面解決に踏み出すべきです。

造船業の石綿被害で国に賠償命令 建設業と同様の責任を認める初判断

2025年2月28日、住友重機械工業の浦賀造船所（横須賀市、2003年閉鎖）で勤務した男性がアスベスト（石綿）を吸い込み、中皮腫を発症して死亡したのは労働者の防じんマスク着用を国が造船会社に義務付けるなどの指導監督を怠ったためなどとして、男性の遺族が国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、横浜地裁（小西洋裁判長）は国の対策が不十分だったと認め、請求通り国に計600万円の支払いを命じた。

原告側代理人弁護士によると、造船業労働者の石綿の健康被害は建設業に次ぐ規模。同様の訴訟は東京、大阪、札幌各地裁でも係争中だが、造船所での被害について、建設現場と同様の責任を国に認めたのは初めて。建設業での石綿被害を巡っては2021年5月、「国が対策を怠ったのは違法」と最高裁が統一判断を示し、給付金制度が創設された。一方、建設業の労働者と違い、造船業は国の給付金制度の対象外で、「造船所の人々が救済される大きな第一歩」と話した。

判決は2月28日付。判決によると、男性は1970～91年に同造船所で船体艀装（ぎそう）職として勤務。79年まで船内で石綿含有資材を電動のこぎりで切断するなどし、石綿粉じんに暴露した。2012年に良性石綿胸水で療養を開始、労災認定。20年に中皮腫で死亡した。21年には住友重機械工業との間で、補償金約2千万円で和解した。

訴訟で国側は、造船現場で使用された石綿は建設現場と比べてわずかで、石綿暴露の危険を予見できなかったなどと反論していた。（新聞報道より）

【主な経過】

- 2月25日 アスベスト弁護団会議 10：00～
- 3月11日 建材メーカー第13回公判 11：00～
- 3月12日 第10回運営委員会 13：30～
- 3月22日 全国患者と家族の会事務局会議 10：00～
- 4月 2日 第11回運営委員会 13：30～



岡山 吉備中央町 PFAS 検出で 住民などの血液検査結果を公表

PFASのうち、WHO＝世界保健機関のがん研究機関が「発がん性がある」としているPFOAの、血液中の濃度が最も高かった人は、1ミリリットルあたり718・8ナノグラムでした。

町によると、個別の検査結果は今年1月27日に郵送されたということで、町は住民説明会を2月16日に実施しました。

町の委託を受けて分析にあたった岡山大学大学院の頼藤貴志教授は「予想されたとおりの高い結果だ。今後は、町が追跡調査で濃度の減少を確認することと、健康面でのフォローの継続が重要で、住民の方は定期的に検診を受け、症状があれば医療機関を受診してほしい」とコメントしています。

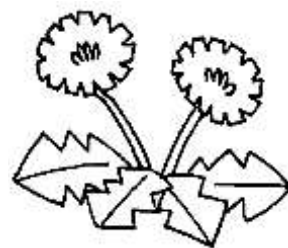
青木官房副長官 “血液検査結果で健康への影響把握は困難”

岡山県吉備中央町での状況を受け、青木官房副長官は、記者会見で「現時点の知見では、どの程度の血中濃度で、どのような健康影響が生じるかは明らかになっておらず、血液検査の結果のみをもって健康への影響を把握することは困難とされている。環境省も自治体が行う血液検査に対し、支援を行うことは考えていない」と述べました。

そのうえで「水道水中のPFOSやPFOAについて暫定目標値を定め、超過することがないように地方自治体が水道事業者などを指導している。政府としては、関係省庁が連携して国民の安全・安心のために必要な対策をしっかりと進めていく」と述べています。

【当面する取り組み】

- 4月23日 第12回運営委員会 13：30～
- 4月30日 議案書 印刷・製本
- 5月11日 第14回定期総会 14：00～
- 5月20日 建材メーカー第14回公判 13：30～



おかやま労働安全衛生センター 第14回定期総会

日時 5月11日(日) 14:00～

場所 勤労者福祉センター4F 会議室

内容 2024年度の総括と2025年度の方針確立

※特別講演 岡山県アスベスト弁護団 奥津弁護士 予定